

ショッピング専用バリュー(前払式支払手段)についての資金決済法に基づく表示

1.発行事業者

JAL ペイメント・ポート株式会社

(前払式支払手段(第三者型)発行者 関東財務局長第 00707 号)"

2.支払可能金額等

(1) ショッピング専用コースの場合

ショッピング専用バリューに入金(チャージ)可能な限度額は 30 万円です。

1 回の利用限度額は 30 万円です。

1 日の利用限度額は 30 万円です。

1 ヶ月の利用限度額は 30 万円です。

(2) コース未選択の場合

ショッピング専用バリューに入金(チャージ)可能な限度額は 5 万円です。

1 回の利用限度額は 5 万円です。

1 日の利用限度額は 5 万円です。

1 ヶ月の利用限度額は 5 万円です。

※本条において、1 日とは現時点から 24 時間まで、1 ヶ月とは現時点から 720 時間までをいいます。

3.有効期間

残高が最後に増減した日から 5 年間で失効します。

4.発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先

東京都品川区東品川二丁目 4 番 11 号

JAL グローバルウォレットサービスデスク電話番号 0570-056-373/03-5996-1325

5.使用することができる施設又は場所の範囲

(1) ショッピング専用コースの場合

国内外のマスターカード加盟店

(2) コース未選択の場合

国内のマスターカード加盟店

6.利用上の必要な注意

(1) ショッピング専用バリューの払い戻しや換金は、資金決済法に定める例外に該当すると

当社が認めた場合を除き、ショッピング専用ウォレット保有者が、当社所定の方法によりショッピング専用ウォレットを廃止した場合であってもできません。

(2) 前項にかかわらず、当社が経済情勢の変化、法令の改廃その他当社の都合によりショッピング専用バリューの取扱いを全面的に廃止した場合には、法令の手續に従い、ショッピング専用バリューの残高の払い戻しを行うものとします。

(3) 前二項にかかわらず、加盟店ではショッピング専用バリューの払い戻しを行うことはできません。

7.未使用残高又は当該未使用残高を知ることができる方法

(1) 会員は、会員 Web サイトの残高確認画面において、保有可能バリューの残高を確認することができます。

(2) 前項のほか、会員は、会員 Web サイトにおいて、当社所定のバリューの利用に関する情報(利用履歴、保留額および確定金額を含みます。)を確認することができます。

(3) 一部の加盟店におけるシステムの不備、返金処理等に係る当社に対する連絡の遅れ、その他の理由により、会員規約第 32 条に定める処理が即時に行われず、第 1 項に定める残高および前項に定める情報が正確に反映されない場合があります。

8.会員規約の存する旨

当社ホームページにてご確認いただけます。